



作る

マイナンバーカード

締切せまる！**2022年12月末**
ポイント受け取りのための
マイナンバーカード
申込期限
12月末までのカード申請でマイナポイントの対象

問い合わせ
住民課
戸籍住民登録係
TEL 391-1120
FAX 394-3423

マイナンバーカード
作成方法 **手順解説**

マイナンバーカードをお持ちでない方は、QRコードで作成方法をご確認ください。役場では、申請に必要な顔写真の撮影を無料で行うなど、申請に関するお手伝いもしています。作成方法が分からない場合は、住民課窓口でお尋ねください。



POINT 1 マイナンバーカードが保険証に

国等が提供するサービスに必要な複数のカードがマイナンバーカードと一体化していく予定です。健康保険証として使用することで診療や薬剤情報、医療費などが確認できるようになります。



POINT 2 ポイントでお買い物ができる

スマートフォンの「マイナポイント」アプリで暗証番号入力、カードの読み取り、キャッシュレス決済サービスの選択など申し込み手続きができ、選んだキャッシュレス決済サービスでお買い物が楽しめます。



POINT 3 コンビニで証明書を取得できる

マイナンバーカードがあれば各種証明書が必要なとき、役場窓口でなくともコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機を使って役場窓口よりもお得に取得できます。

利用可能時間
6:30
▽
23:00

利用料金
役場窓口より
100円~150円
お得

利用可能店舗
マルチコピー機
設置の各店舗

マイナポイント 第2弾 決済サービスを選択可能！

最大 20,000円分

マイナンバーカードを新規取得し、健康保険証の利用申込と公金受取口座の登録でマイナポイントが受け取れます。

マイナンバーカード申請 **2022年12月末まで** → カード受取 → マイナポイント申込 **2023年2月末まで**

証明書コンビニ交付 サポート窓口 開設

役場本庁の総合案内にマルチコピー機と同様の機器を設置しており、コンビニと同じ操作で各種証明書を取得できます。操作が不安な方は、職員がお手伝いします。

対象 ▶ コンビニ交付を利用したことがない方
▶ マルチコピー機の操作が不安な方

※役場本庁のマルチコピー機での発行には、役場窓口での発行と同様の手数料がかかります。